議案第23号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和3年9月9日

提出者 墨田区長 山 本 亨

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例(平成24年墨田区条例第30号)の一部を次のように改正する。 第7条第8号エ中「温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項の温泉を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)」を「貯湯槽」に改め、同号エ(ア)中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同号オ(エ)ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同条第11号中「手拭い」を「タオル」に改める。

- 第10条第6号エに次のように加える。
 - (キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を 設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。 付 則
- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第7条第11号の改正規 定、第10条第6号エに次のように加える改正規定及び次項の規定は、令和3年1 0月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に旅館業法(昭和23年法律第 138号)第3条第1項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当 該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第10条第6 号エ(年)の規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する日以後に、営業施設 の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでな い。

(提案理由)

国が定める旅館業における衛生等管理要領の一部改正に伴い、宿泊者の衛生に必要な措置等の基準等を改正する必要がある。